

## 令和6年度糸魚川市観光総合パンフレット制作業務委託 仕様書

1 件 名 令和6年度糸魚川市観光総合パンフレット制作業務委託

2 目 的 現在、糸魚川市観光総合パンフレット「いといがわびより」を、糸魚川市への観光を検討されているお客様に提供する旅マエ、または糸魚川へ来訪した際に提供する旅ナカでの情報発信ツールとして使用している。

しかし、初版制作から6年が経ち、掲載内容との乖離が出ていることや、類似パンフレットの制作や情報取得手段の多様化により、観光総合パンフレットとしての役割、効果が制作当初から変化が生じている。

そのため、現在の「いといがわびより」を全面リニューアルし、とくに旅マエ、旅ナカにおける効果的な情報発信ツールとして活用するため新たな観光総合パンフレットの制作を行う。

3 契約期間 契約締結の日 から 令和7年3月31日（月） まで

4 入札方法 公募型プロポーザル方式

### 5 構成

今回制作する観光総合パンフレットの基本的な構成は、以下に分けて制作するものとする。なお、紹介ページの内容や順序項目の追加等は企画提案により自由に提案しても構わない。

#### (1) 構成内容

- ①表紙
- ②紹介ページ
  - ・ユネスコ世界ジオパーク
  - ・石、ヒスイ
  - ・景観スポット
  - ・観光施設
  - ・食、酒、道の駅
  - ・温泉、宿泊施設
  - ・お土産
  - ・体験、アクティビティ
  - ・歴史、文化
  - ・イベント情報
  - ・モデルコース、二次交通
  - ・マップ（広域、市内全体、駅周辺）
  - ・アクセス、お問い合わせ

#### (2) 制作方針

- ・表紙  
糸魚川市の認知向上と糸魚川市の顔となる素材を全面に出し、糸魚川市を知らない人が気軽に手に取りたくなるデザインとすること。
- ・紹介ページ  
糸魚川市の観光資源等を紹介するだけでなく、市内での周遊や経済波及効果を図れる内容とすること。

- ・また、配布及び活用は、県内及び隣県の観光施設・宿泊施設（観光案内所、道の駅、旅館、ホテルなど）に配布する。この他、メディア関係、旅行会社への営業、観光キャンペーンで、誘客のきっかけとして活用することを想定すること。
- ・なお制作にかかる施設等への取材は、受注者が調整して行うこと。

## 6 規格等 規格は下記を基本とするが自由に提案できるものとする。

総合観光パンフレット

- ①サイズ等 A4サイズ、パンフレットタイプ
- ②紙 質 マットコート紙 90kg 以上
- ③刷 色 両面フルカラー
- ④ページ数 32 ページ程度
- ⑤部 数 30,000 部

## 7 テキストデータ、画像の提供及び著作権等の取扱

- ・使用する写真は、受注者が所有するもの、発注者が所有するものを基本とし、使用にあたっては双方で協議して決定するものとする。
- ・著作権、肖像権を有する画像、地図等データの使用に関する許可申請等は、受注者側の責において行うものとする。権利関係の明確でないデータを使用したことが明らかになった場合は、発注者と協議の上、受注者の責において、訂正・回収・刷り直し等適切な対応を速やかに行うものとする。
- ・今回の業務委託により制作される成果品の著作権、所有権等、その他の一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- ・成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者が自由に二次利用（ホームページへの掲載、他社への発注等）できるものとする。
- ・成果品については、発注者のホームページ等でデジタル使用する。そのためのデータ加工等の作業については、受注者が本業務内で行うものとする。

## 8 校正要領

- (1) 校正回数 5 回以内
- (2) そ の 他 校正原稿は PDF 形式のデータで作成し、電子メールや CD-R 等の磁気媒体に収録して提出すること。

## 9 成果物の納品

- (1) 成 果 物
  - ① 糸魚川市観光総合パンフレット 30,000 部
  - ② 上記パンフレットの完成データ（PDF 形式、Ai データ）  
データは高画質と低画質の2種類とし、CD-R 等の磁気媒体に収録して納品すること。
- (2) 納品期限 令和7年3月31日（月）17時まで
- (3) 納品場所 次の3か所に分納すること。なお、各所に送付する部数は、別途連絡する。
  - ① （一社）糸魚川市観光協会
  - ② 糸魚川市商工観光課交流観光係
  - ③ 旧職業訓練校
- (4) 完了検査 本仕様書に基づき、納品時に完了検査を実施する。なお、完了検査の後でも、成果物に不具合がある場合は、受注者が責任を持って速やかに対応すること。

## 10 業務内容の変更等

発注者は、必要に応じて業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができるものとする。

#### **11 事故報告の義務**

受注者は、業務を履行する上で、事故等の発生により契約の履行に支障を生じ、又は生じると認められるときは、速やかに事由を付して発注者に報告しなければならない。

#### **12 情報の守秘義務**

受注者は、業務履行によって知り得た情報について、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。

#### **13 補償及び損害賠償**

受注者は、本業務履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を負うものとする。

#### **14 その他**

本仕様書に記載されているもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者双方で協議して定めるものとする。